

元気70パス新バスカード（ICカード）について

令和2年4月から、バスカードが磁気カードからICカードとなることにより、使い方等が変わります。

① 乗降時、IC読み取り機にカードをタッチします

乗るときに

IC読み取り機にカードをかざし、「ピッ」という電子音が鳴るまでしっかりとタッチしてください。

「ピーー」という長い音や、「ピピピッ」という警告音が鳴ったときは、もう一度タッチし直してください。（モニター画面にも表示されます）



降りるときに

運転手に老人優待利用券の提示(※)をしたうえで、乗車時と同じくカードをタッチし、料金をお支払いください。

※老人優待利用券の提示

70パス利用者は本人確認として、老人優待利用券(顔写真付き)を運転手に必ず提示してください(本人以外使用できません)。



注意 他のICカードや、電波を妨げるものといっしょにタッチしないでください(正しく読み取りしないことがあります)。

② チャージ機能を活用すれば、降車時ごとの現金払いが不要です

- ・チャージとはICカードに専用の機械やソフトを使って事前に入金することです。
- ・チャージは和歌山バスの市内営業所、定期券売り場及びバス車内でできます。
- ・チャージをせずに従来どおり現金（市内1乗車100円）でお支払いいただくことも可能です。

③ 更新手続きは不要です

- ・翌年度以降も引き続きご使用いただけます。

④ バスカードを紛失した場合、再交付が可能となります(有料)

- ・カード代として千円を市役所窓口でお支払いいただきます（支所・連絡所では手続きできません）。
- ・紛失したバスカードにチャージ残額がある場合、現金で払戻しできます。
※ 市役所での手続きのあと、和歌山バス（営業所又は定期券売り場）に行ってください必要があります。
※ 紛失の手続きには一定期間を要し、その間に不正利用されても市及び和歌山バスはその責を負いません。

その他、ご了承ください

- ・転出等により和歌山市民でなくなったときは、ご返却願います。
- ・上記の理由でサービス対象者でなくなった方、及び紛失届を提出された方のバスカードは、バス会社に依頼のうえ失効処理します。その際バスカード裏面の番号について、バス会社に情報提供します（氏名等個人を特定する情報は取扱いしません）。
- ・10年間利用のなかったバスカードは、自動的に失効となります。
- ・他人への貸与、譲渡、交換など不正な使用があった場合、サービスを利用できなくなる場合があります。

本市のバスカード事業は、和歌山バス・和歌山バス那賀の協力を得て実施しています。事業継続のためにも、皆様の積極的なご利用をお願い申し上げます。

お問合せ先

和歌山市 高齢者・地域福祉課

☎ 435-1063

<令和2年3月掲載時点>